

# 公立大学法人長野県立大学職員給与規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 236 号

平成 30 年 12 月 25 日

令和元年 12 月 16 日

令和 2 年 11 月 30 日

令和 3 年 11 月 29 日

令和 4 年 11 月 30 日

令和 5 年 3 月 28 日

令和 5 年 12 月 25 日

最終改正 令和 6 年 9 月 20 日

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 給料等（第 4 条－第 14 条）
- 第 3 章 扶養手当（第 15 条－第 19 条）
- 第 4 章 地域手当（第 20 条－第 22 条）
- 第 5 章 住居手当（第 23 条－第 26 条）
- 第 6 章 通勤手当（第 27 条－第 32 条）
- 第 7 章 単身赴任手当（第 33 条－第 35 条）
- 第 8 章 特殊勤務手当（第 36 条－第 38 条）
- 第 9 章 時間外勤務手当等（第 39 条－第 43 条）
- 第 10 章 役職手当（第 44 条－第 45 条）
- 第 11 章 期末手当（第 46 条－第 49 条）
- 第 12 章 勤勉手当（第 50 条－第 52 条）
- 第 13 章 寒冷地手当（第 53 条－第 55 条）
- 第 14 章 休職者等の給与（第 56 条－第 60 条）
- 第 15 章 補則（第 61 条－第 65 条）

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人長野県立大学職員就業規則（平成 30 年規程第 213 号。以下「就業規則」という。）第 30 条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

### （給与）

第 2 条 この規程で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、役職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

### （給与の支払）

第 3 条 この規程に基づく給与は現金で支払わなければならない。

- 2 職員の給与は、何人も、法律によって特に認められた場合を除く外、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差引きまたは差引かせてはならない。
- 3 職員の給与は、直接その職員に支払わなければならない。

## 第 2 章 給料等

### （給料）

第 4 条 給料は、公立大学法人長野県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 30 年規程第 226 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条第 1 項及び同条第 4 項に規定する勤務時間（以下「所定労働時間」という。）による勤務に対する報酬であって、すべての職員に対して支給する。

- 2 各職員に支給する給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 指定職給料表 (別表第4)

2 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

(職務の級)

第6条 職員の職務 (前条第1項第3号に定める指定職給料表の適用を受ける職員を除く。) は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを第1項の給料表 (以下、「給料表」という。) に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

(初任給、及び異動した場合の号俸)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸 (事務職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3号俸) とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 満55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「良好な成績で勤務した職員」とあるのは、「特に良好な成績で勤務した場合に限り行うもの」とし、同項中「4号俸 (事務職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「1号俸以上」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の更正)

第9条 理事長は、職員の現に受けている給料月額が、その者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の職員との権衡上適当でないと認めるときは、その者の給料月額を上位に定めることができる。

(再雇用職員の給料月額)

第10条 公立大学法人長野県立大学再雇用職員就業規則 (以下、「再雇用職員就業規則」という。)

第27条が定める再雇用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、再雇用職員就業規則第18条第2項の規定により定められたその者の労働時間を職員就業規則第18条第1項に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。(給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関する実施規定)

第11条 第5条から前条までに定めるもののほか、職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支払方法)

第12条 給料は、毎月その月額を支給する。

2 職員の毎月の給料は、その月の16日に支給するものとする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条に規定する休日 (以下、この条において「休日」という。) 又は土曜に当たるときは、その日の直後の日曜日、休日、又は土曜日でない日に支給

するものとする。

第 13 条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）を離職した常勤の役職員が即日職員となったときは、その翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であつて、第 1 項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から公立大学法人長野県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 30 年規則第 226 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項及び第 18 条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前 4 項に定めるものを除くほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の調整額）

第 14 条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度合若しくは勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき又は一の職務の級から他の職務の級に移った場合で権衡上必要と認めるときは、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

### 第 3 章 扶養手当

（扶養手当の支給）

第 15 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

（扶養親族）

第 16 条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

2 扶養親族の認定に関し必要な事項は、理事長が定める。

（扶養手当の額）

第 17 条 扶養手当の月額は、前条第 1 項第 2 号に該当する扶養親族（本条及び次条において「扶養親族たる子等」という。）については 1 万円、同項第 1 号（本条及び次条において「扶養親族たる配偶者」という。）及び第 3 号から第 5 号までの扶養親族（本条及び次条において「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円とする。ただし、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級の職員及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員の扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 3,500 円とし、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級の職員及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員の扶養親族たる配偶者、父母等については支給しない。

2 扶養親族たる子等のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給方法）

第 18 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第16条第1項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 扶養親族たる子等及び扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族たる子等及び扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子等で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子等及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第19条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

#### 第4章 地域手当

（地域手当の支給）

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して理事長が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

（地域手当の額）

第21条 地域手当の月額、給料、扶養手当及び役職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3
- (8) 8級地 100分の1.7

2 前項の地域手当の級地は、理事長が定める。

（地域手当の支給方法）

第22条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

#### 第5章 住居手当

(住居手当の支給)

第 23 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 万 500 円を超える家賃を支払っている職員（職員宿舎を貸与されている職員等で、理事長が別に定めるものを除く。）
- (2) 第 33 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 500 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に理事長が定めるもの

---

注 令和元年 12 月 16 日理事会議決第 1 号により、令和 2 年 4 月 1 日から施行  
第 23 条第 1 項中「1 万 500 円」を「1 万 2,000 円」に改める。

---

(住居手当の額)

第 24 条 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、当該区分に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
  - ア 月額 2 万 3,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 500 円を控除した額
  - イ 月額 2 万 3,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 3,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 4,500 円を超えるときは、1 万 4,500 円）を 1 万 2,500 円に加算した額
- (2) 前条第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

---

注 令和元年 12 月 16 日理事会議決第 1 号により、令和 2 年 4 月 1 日から施行  
第 24 条中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同条 1 号中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同号の ア 中「2 万 3,000 円」を「2 万 4,500 円」に「1 万 500 円」を「1 万 2,000 円」に改め、同号の イ 中「2 万 3,000 円」を「2 万 4,500 円」に、「1 万 4,500 円」を「1 万 5,200 円」に改める。

---

(住居手当の支給方法)

第 25 条 新たに職員となった者が住居手当の支給の要件を具備する職員である場合又は職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに住居手当の支給の要件を具備した場合
  - (2) 住居手当の支給の要件を欠くに至った場合
  - (3) 住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の月額その他の支給に住居手当の支給に関する事項に変更があった場合
- 2 住居手当の支給は、新たに職員となった者が住居手当の支給の要件を具備する職員である場合においてはその者が職員となった日、住居手当を受けていない職員が新たに前項第 1 号の規定に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている職員が前項第 2 号に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その変更のあつた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第26条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第6章 通勤手当

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長の定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(通勤手当の額)

第28条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。以下、この章において同じ。）につき、理事長が定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- (2) 前条第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該区分に掲げる額（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

自動車等を使用する距離	額
片道2キロメートル未満	2,460円
片道2キロメートル以上10キロメートル未満	2,460円に2キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに680円を加えた額
片道10キロメートル以上25キロメートル未満	7,900円に10キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに620円を加えた額
片道25キロメートル以上40キロメートル未満	1万7,200円に25キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに610円を加えた額
片道40キロメートル以上60キロメートル未満	2万6,350円に40キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに420円を加えた額
片道60キロメートル以上75キロメートル未満	3万4,750円に60キロメートルを超える距離が1

トル未満	キロメートル増すごとに 420 円を加えた額
片道 75 キロメートル以上	41,050 円

(3) 前条第 3 号に掲げる職員 前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と 5 万 5,000 円との差額の 2 分の 1（当該差額の 2 分の 1 が 3 万円を超えるときは、3 万円）を 5 万 5,000 円に加算した額に当該支給単位期間に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道 2 キロメートル未満のものにあっては、第 1 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額）が前号に定める額に満たない場合にあつては、前号に定める額）とする。

2 前条第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃相当額の算出の基礎となる運賃等を含めて前項の規定により算出した額に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

（通勤手当の支給方法）

第 29 条 職員が、新たに第 27 条に規定する職員となった場合、又は同上に規定にする職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その職員は、直ちにその通勤の実情を理事長に届け出なければならない。

(1) 勤務箇所を異にして移動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

2 前項第 2 号に掲げる変更により第 27 条に規定する職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

3 理事長は、職員から前 2 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第 27 条に規定する職員であるときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

第 30 条 通勤手当の支給は、職員が新たに第 27 条に規定する職員になった場合においてはその日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条に規定する職員でなくなった場合においてはその日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改訂する場合における支給額の改定について準用する。

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

第 31 条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

第 32 条 前 3 条に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第7章 単身赴任手当 (単身赴任手当の支給)

第33条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、配偶者と別居する職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に対して単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員に対しては、同項及び次条の規定に準じ、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任手当の額)

第34条 単身赴任手当の月額、3万円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下この条において「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万6千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ、理事長が別に定める額を加算した額)とする。

(単身赴任手当の支給方法)

第35条 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第8章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第36条 著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないことが認められるものに従事する職員には、勤務した実績に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 入試手当

(2) 前号のほか理事長が別に定める勤務にかかるもの

(入試手当)

第37条 入試手当は、就業規則第2条第2項に規定する教員が、入学者選抜試験の問題作成、採点等の業務に従事したときに支給する。

2 一般選抜入試における入試手当の額は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教科・科目の問題作成業務 1回当たり4万円

(2) 小論文の問題作成業務 1回当たり2万円

(3) 採点、監督又は面接業務 1日当たり1万円

3 前項以外の方法による入試手当の額は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教科・科目・小論文の問題作成業務 1回当たり2万円

(2) 採点、監督又は面接業務 1日当たり1万円

(特殊勤務手当の支給等)

第38条 特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて、その月の分を翌月の給料支給日に支給する。

2 特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当)

第39条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、勤務時間規程第2条第6項又は第18条の規定により、あらかじめ、同条第4項若しくは第5項又は第18条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（次項及び第5項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて正規の勤務時間を割振られた職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第2条第3項、第5項及び第6項並びに第18条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と労働時間規定第2条第6項又は第18条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を割り振られ、当該正規の勤務時間中にした勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、労働1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間中にした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間規程第7条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の労働時間を超えて正規の労働時間中にした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第40条 正規の勤務時間が割り振られた日が勤務時間等規程第9条第1項第1号に規定する休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び第42条において「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第9条第1項第2号に規定する休日（勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び42条において「年末年始の休日等」という。）に当たっても、正規の給与を減額しない。

- 2 祝日法による休日等（再雇用職員就業規則第20条若しくは勤務時間等規程第2条第3項若しくは第5項又は第18条の規定により毎日曜日を休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等規程第9条第1項第1号に規定する休日が勤務時間規程第2条第5項若しくは第6項又は第18条の規定による週休日に当たるときは、理事長が定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第41条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その

間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第42条 第44条第1項の規定による理事長が指定する職にある職員(次項において「対象職員」という。)が次の各号のいずれかに該当する勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要による勤務時間規程第2条第3項、第5項及び第6項並びに第18条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)における勤務

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間における勤務

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる勤務 1万2,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる勤務 6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当等の支給日)

第43条 第39条から前条までの規定による給与の支給については、第38条の規定を準用する。ただし、勤務時間等規程第7条第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員が当該時間外勤務代休時間に特に勤務することを命ぜられ、当該時間外勤務代休時間に勤務した場合に支給する第39条第5項(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給することを要しないこととされた時間外勤務手当は、当該時間外勤務代休時間の属する月の翌月の給料支給日に支給する。

## 第10章 役職手当

(役職手当の支給)

第44条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき、理事長が別に定める職にある者に支給する。

2 前項に規定する役職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額額の100分の25を超えない範囲で理事長が別に定める額とする。

(役職手当の支給方法)

第45条 役職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第11章 期末手当

(期末手当の支給)

第46条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この章においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第21条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(第56条第4項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(期末手当の額)

第47条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定めるものを除く。第51条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 2 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。
- 3 第1項の期末手当基礎額は、前条の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表ごとに理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。
- 5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
（期末手当の支給制限）

第48条 次の各号の一に該当する者には、第46条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日（第46条の規定により期末手当を支給する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日までの間に職員就業規則第21条第2項第5号の規定により解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第21条第1項第2号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

第49条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止め処分（以下「一時差止」という。）を行った場合には、当該一時差止を受けた者に書面を交付しなければならない。
- 3 前項の書面の交付は、一時差止を受けた者の所在を知ることができない場合においては、民法（明治29年法律第89号）第98条の規定による公示の方法により行うものとする。
- 4 一時差止を受けた者は、当該一時差止後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消す

ことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けた者に対し、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第12章 勤勉手当

(勤勉手当の支給)

第50条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当の額)

第51条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前条の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額
- (2) 前条の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

2 前項の勤勉手当基礎額は、前条の職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 第47条第4項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第51条第2項」と読み替えるものとする。

(期末手当に関する規定の準用)

第52条 第48条及び第49条の規定は、第49条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第48条中「第46条」とあるのは「第50条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第50条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

## 第13章 寒冷地手当

(寒冷地手当の支給)

第53条 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの期間(以下この章において「支給期間」という。)内における各月の初日(以下この章において「基準日」という。)において、長野市に在勤する職員に対して支給する。

(寒冷地手当の額)

第54条 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 世帯主(主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。)である職員であって、第16条第1項に規定する扶養親族(以下この号において「扶養親族」と

いう。)あるもの(配偶者と別居している職員及びこれに準ずる職員で理事長が定めるもののうち前項に掲げる地域又は理事長が定める地域に居住する扶養親族のないもの並びにこれに相当するものとして理事長が定める職員を除く。) 1万7,800円

(2) 世帯主である職員であって、前号に掲げる職員以外のもの 1万200円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 7,360円

(寒冷地手当の支給方法)

第55条 寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第14章 休職者等の給与

(心身の故障による休職)

第56条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の全額を支給し、満2年をこえ満3年に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障のため、就業規則第13条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間が満2年(成人病その他理事長が定める心身の故障のため休職にされたときは、満3年)に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 前2項又は第58条に規定する職員が当該規定による期間内で、第46条に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同条の規定による支給日に当該規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

5 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第48条及び第49条の規定を準用する。この場合において、第48条中「、第46条」とあるのは、「、第56条第4項」と読み替えるものとする。

(刑事事件に基づく休職)

第57条 職員が就業規則第13条第1項第2号の規定により休職されたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる。

(他の職務に従事した場合の休職)

第58条 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定により休職にされたときはその休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内の額を支給することができる。

(休職者等の給与の支給制限)

第59条 休職中の職員に対しては、当該休職の期間中、前3条に規定する以外のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者の期末手当等の支給)

第60条 第46条に規定するそれぞれの基準日に公立大学法人長野県立大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程(以下「休業規程」という。)の規定に基づく育児休業(次項において「育児休業」という。)をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(理事長が定める期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第50条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

## 第15章 補則

(給与の減額)

第61条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第7条第1項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間規程第13条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認

があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第62条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第62条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、第20条に規定する地域手当の月額、第44条に規定する役職手当の月額及び第53条に規定する寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(第39条から第41条までに規定する手当にあっては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもの)で除して得た額とする。

2 寒冷地手当の支給を受ける職員の第39条から第41条までに規程する勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第63条 第39条及び第40条第2項の規定は、第44条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

2 第3章、第5章、及び第13章の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(給与の口座振替)

第64条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施規定)

第65条 この規定に基づく給与の支給に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月2日から施行する。

(継承職員に係る給与の決定)

2 平成30年4月1日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
教育職給料表(一)	教育職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号俸は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸に決定するものとし、旧号俸を受けていた期間は新号俸を受ける期間に通算する。

4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に係る昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用については、施行日の前日までの引き続き長野県職員としての在職期間に係る勤務成績等を、法人職員としての在職期間に係る勤務成績等とみなす。

5 第2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の号俸を調整することができる。

6 施行日前に長野県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

7 平成30年6月1日を基準日とする法人移行職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第46条又は第50条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き長野県職員としての在職期間又は勤務成績は、第47条第1項の在職期間又は第50条の勤務成績とみなす。

(派遣等職員の給与)

8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)に基づき、長野県から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年条例長野県第6号)その他長野県の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

(経過措置)

9 法人移行職員のうち、その者の受ける給料月額が施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第4号)附則第3項から第5項までの適用を受ける職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年長野県条例第6号。以下「平成30年一般職改正条例」という。)の規定により支給される額が、平成30年一般職改正条例の改正前の規定により支給される額に達しない場合は、平成29年4月1日から平成30

年3月31日までの間、平成30年一般職改正条例の改正前の規定により支給される額を給料として支給する。

10 前項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、前項中「施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第4号）附則第3項から第5項までの適用を受ける職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第6号。以下「平成30年一般職改正条例」という。）の規定により支給される額」とあるのは、「理事長が別に定める額」と読み替えるものとする。

11 前2項の規定の適用について、他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、必要な調整を行うことができる。

12 附則第9項（附則第10項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する第50条第4項（第54条第3項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項（第11項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成30年12月25日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第51条第1項第1号及び第2号の改正規定は平成30年12月1日から、第21条第1項第8号の改正規定は、平成31年1月1日から、第47条第1項の改正規定は同年4月1日から施行する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当の特例）

2 平成30年12月に支給する勤勉手当については、改正後の規定第51条第1項第1号中「100分の92.5」とあるのは、「100分の95」と、「100分の112.5」となるのは「100分の115」に、同条同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」に、「100分の55」とあるのは「100分の47.5」に読み替えるものとする。

附 則（令和元年12月16日改正）

（施行期日）

1 第5条第1項第1号から第3号の規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日改正）

（施行期日）

1 この規程は令和3年4月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当の特例）

2 令和2年12月に支給する期末手当について、改正後の同規定第47条第1項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」に、「100分の107.5」とあるのは、「100分の105」に同条第2項中「100分の70」とあるのは、「100分の67.5」に、「100分の60」とあるのは、「100分の57.5」に読み替えるものとする。

附 則（令和3年11月29日改正）

（施行期日）

1 この規程は令和4年4月1日から施行する。

（令和3年12月に支給する期末手当の特例）

2 令和3年12月に支給する期末手当について、改正後の同規定第47条第1項中「100分の120」とあるのは、「100分の112.5」に、「100分の100」とあるのは、「100分の92.5」に同条第2項中「100分の67.5」とあるのは、「100分の65」に、「100分の57.5」とあるのは、「100分の55」に読み替えるものとする。

（令和3年12月に支給する勤勉手当の特例）

3 令和3年12月に支給する勤勉手当について、改正後の同規定第51条第1項中「100分の92.5」とあるのは、「100分の97.5」に、「100分の100」とあるのは、「100分の117.5」に読み替えるものとする。

附 則（令和4年12月16日改正）

（施行期日）

1 この規程は令和4年4月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当の特例）

2 令和4年12月に支給する勤勉手当について、改正後の同規定第51条第1項中「100分の100」とあるのは、「100分の105」に、「100分の120」とあるのは、「100分の125」に読み替えるものとする。

附 則（令和5年3月28日改正）  
（施行期日）

1 この規程は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日改正）  
（施行期日）

1 この規程は令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の同規定第47条第1項及び第2項は、令和6年4月1日から施行する。

（令和5年12月に支給する期末手当の特例）

2 令和5年12月に支給する期末手当について、改正後の同規定第47条第1項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」に、「100分の102.5」とあるのは、「100分の105」に同条第2項中「100分の68.75」とあるのは、「100分の70」に、「100分の58.75」とあるのは、「100分の60」に読み替えるものとする。

（令和5年12月に支給する勤勉手当の特例）

3 令和5年12月に支給する勤勉手当について、改正後の同規定第51条第1項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の105」に、「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」に同条第2項中「100分の48.75」とあるのは、「100分の50」に、「100分の58.75」とあるのは、「100分の60」に読み替えるものとする。

附 則（令和6年9月20日改正）  
（施行期日）

1 この規程は令和6年10月1日から施行する。

（暫定再雇用職員）

2 令和14年3月31日までの間、本規程において「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、それぞれ「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」と読み替え適用する。（事務職員の定年引上げ等に伴う経過措置）

3 当分の間、事務職員の給料月額を、当該事務職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該事務職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の規定による当該事務職員の属する職務の級並びに第7条、第8条第2項及び第3項の規定により当該事務職員の受ける号給に応じた額（給料月額に関し別の定めがある場合には当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

4 前項の規定は、定年に関する規程第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第4条に規定する事務職員には適用しない。

5 定年に関する規程第4条に規定する他の職への降任をされた事務職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける事務職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該事務職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該事務職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる事務職員（別で定める事務職員を除く。）には、当分の間、特定日以降、附則第3項の規定により当該事務職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される事務職員の受ける給料月額との合計額が第6条の規定による当該事務職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、

「第6条の規定による当該事務職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該事務職員の受ける給料月額」とする。

- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける事務職員(附則第3項の規定の適用を受ける事務職員に限り、附則第5項に規定する事務職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる事務職員には、当分の間、当該事務職員の受ける給料月額のほか、規定に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別で定める。

(別表第1)(第5条関係)  
事務職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,600	212,500	246,100	277,500	301,800	330,100	373,400	419,200	469,900
	2	166,700	214,200	247,600	279,100	303,900	332,300	376,100	421,600	473,000
	3	167,900	215,900	249,100	280,600	306,000	334,600	378,500	424,200	476,100
	4	169,000	217,500	250,500	282,300	307,900	336,600	381,000	426,600	479,100
	5	170,200	219,000	251,700	283,800	309,700	338,700	382,900	428,600	482,200
	6	171,300	220,900	253,300	285,500	311,600	340,700	385,500	430,700	485,300
	7	172,400	222,600	254,900	287,400	313,200	342,600	387,800	432,900	488,300
	8	173,500	224,300	256,300	289,200	314,900	344,600	390,400	435,100	491,500
	9	174,600	225,900	257,400	290,900	316,500	346,500	392,800	437,100	494,300
	10	176,000	227,400	258,900	292,900	318,700	348,600	395,500	439,200	497,400
	11	177,300	228,900	260,400	294,700	321,000	350,600	398,100	441,300	500,500
	12	178,700	230,500	261,700	296,600	323,000	352,700	400,800	443,300	503,700
	13	179,900	231,700	263,000	298,400	325,100	354,500	403,100	445,000	506,400
	14	181,400	233,100	264,300	300,000	327,100	356,500	405,500	446,900	508,800
	15	182,900	234,500	265,500	301,500	329,100	358,500	407,700	448,800	511,100
	16	184,600	236,000	266,700	302,900	331,000	360,400	410,100	450,700	513,500
	17	185,700	237,400	268,000	304,400	332,900	362,200	411,900	452,600	515,500
	18	187,100	239,000	269,300	306,500	335,000	364,200	413,900	454,400	517,000
	19	188,600	240,600	270,600	308,500	336,900	366,000	415,800	456,300	518,500
	20	190,000	242,000	271,900	310,400	338,900	368,000	417,600	458,000	519,900
	21	191,300	243,200	273,400	312,100	340,600	369,900	419,500	459,800	521,100
	22	193,700	244,900	274,900	314,000	342,600	371,900	421,300	461,400	522,600
	23	195,900	246,400	276,500	316,000	344,700	373,800	423,200	462,800	524,100
	24	198,200	247,800	278,100	317,800	346,600	375,700	425,000	464,300	525,600
	25	200,400	248,800	279,700	319,600	348,100	377,700	426,600	465,800	526,800
	26	202,200	250,400	281,400	321,600	350,000	379,600	428,200	467,100	527,900
	27	203,700	251,700	283,100	323,600	351,900	381,600	429,700	468,400	529,100
	28	205,200	252,900	284,700	325,600	353,900	383,500	431,200	469,600	530,300
	29	206,800	254,100	286,300	327,300	355,500	385,000	432,800	470,700	531,400
	30	208,200	255,100	287,900	329,400	357,500	386,900	434,100	471,400	532,300
	31	209,600	256,000	289,400	331,400	359,300	388,700	435,400	472,200	533,200
	32	211,000	256,900	290,900	333,400	361,100	390,400	436,600	472,900	534,100
	33	212,500	257,800	292,100	334,700	363,000	392,100	437,900	473,600	534,900
	34	213,800	258,800	293,700	336,700	364,800	393,500	439,200	474,400	535,900
	35	215,100	259,600	295,200	338,700	366,600	395,000	440,500	475,200	536,600
	36	216,500	260,400	296,800	340,700	368,300	396,400	441,800	475,800	537,100
	37	217,800	261,100	298,200	342,600	369,700	397,800	443,000	476,300	537,800
	38	219,000	262,200	299,800	344,600	371,000	399,000	443,800	476,900	538,400
	39	220,200	263,500	301,500	346,500	372,400	400,300	444,600	477,500	539,200
	40	221,400	264,600	303,100	348,500	373,800	401,300	445,400	478,100	539,800
	41	222,500	265,800	304,600	350,300	374,900	402,400	446,000	478,600	540,400
	42	223,600	267,000	306,300	352,200	375,800	403,600	446,800	479,100	
	43	224,600	268,200	307,800	354,100	376,900	404,800	447,500	479,600	
	44	225,700	269,300	309,300	355,900	378,000	405,900	448,200	479,900	

	45	226,600	270,400	311,000	357,500	378,800	406,600	449,000	480,200
	46	227,500	271,500	312,600	358,900	379,700	407,300	449,800	
	47	228,400	272,700	314,200	360,300	380,700	408,000	450,200	
	48	229,300	273,700	315,800	361,900	381,500	408,800	450,900	
	49	230,300	274,700	316,700	363,400	382,300	409,400	451,500	
	50	231,200	275,700	318,200	364,200	383,100	410,000	451,900	
	51	232,100	276,700	319,800	365,200	383,900	410,500	452,300	
	52	233,000	277,700	321,400	366,200	384,600	410,900	452,700	
	53	233,800	278,600	323,000	367,200	385,400	411,300	453,100	
	54	234,700	279,500	324,700	368,300	386,100	411,600	453,500	
	55	235,700	280,400	326,200	369,200	386,800	411,900	453,900	
	56	236,500	281,300	327,700	370,200	387,500	412,200	454,200	
	57	236,800	282,300	329,200	371,100	388,000	412,500	454,500	
	58	237,600	283,200	330,400	371,900	388,600	412,800	454,900	
	59	238,300	284,100	331,500	372,600	389,200	413,100	455,200	
	60	238,900	285,000	332,600	373,200	390,000	413,500	455,500	
	61	239,500	286,000	333,300	373,600	390,400	413,800	455,900	
	62	240,300	287,100	334,300	374,200	391,100	414,100		
	63	240,900	288,000	335,100	374,900	391,700	414,400		
	64	241,400	288,900	335,900	375,600	392,300	414,700		
	65	241,900	289,400	336,700	376,000	392,700	415,000		
	66	242,400	290,100	337,100	376,700	393,300	415,300		
	67	242,900	290,800	337,700	377,400	393,900	415,600		
	68	243,500	291,800	338,500	378,000	394,500	415,900		
定年前再 雇用 短時間勤 務職員以 外の 職員	69	244,000	292,800	339,300	378,300	395,000	416,100		
	70	244,600	293,600	340,000	378,900	395,500	416,400		
	71	245,100	294,400	340,700	379,600	396,000	416,700		
	72	245,600	295,200	341,300	380,200	396,600	416,900		
	73	246,100	295,900	341,800	380,600	396,900	417,100		
	74	246,600	296,500	342,400	381,200	397,300	417,400		
	75	247,000	296,900	342,900	381,900	397,700	417,700		
	76	247,500	297,300	343,600	382,500	398,100	417,900		
	77	248,000	297,500	343,900	382,900	398,400	418,200		
	78	248,500	297,800	344,400	383,400	398,700	418,500		
	79	249,100	298,000	344,800	384,000	399,000	418,800		
	80	249,600	298,300	345,200	384,500	399,200	419,000		
81	250,000	298,500	345,600	385,000	399,500	419,200			
82	250,500	298,700	346,100	385,700	399,800	419,500			
83	250,900	299,000	346,600	386,200	400,100	419,800			
84	251,300	299,200	347,100	386,500	400,300	420,000			
85	251,700	299,500	347,400	386,900	400,500	420,200			
86	252,100	299,800	347,900	387,400	400,800				
87	252,500	300,100	348,400	387,800	401,100				
88	252,900	300,400	348,800	388,200	401,300				
89	253,300	300,800	349,100	388,600	401,500				
90	253,900	301,200	349,500	389,100	401,800				

		91		254,200		301,500		350,000		389,500		402,100				
		92		254,500		301,900		350,400		390,000		402,300				

	93	254,800	302,100	350,600	390,300	402,500				
	94		302,300	351,000	390,800					
	95		302,600	351,500	391,200					
	96		303,000	351,900	391,600					
	97		303,200	352,100	391,900					
	98		303,500	352,600	392,400					
	99		303,900	353,000	392,800					
	100		304,300	353,300	393,200					
	101		304,500	353,600	393,500					
	102		304,800	354,000						
	103		305,200	354,400						
	104		305,600	354,800						
	105		305,800	355,300						
	106		306,100	355,700						
	107		306,500	356,100						
	108		306,800	356,500						
	109		307,000	357,000						
	110		307,400	357,500						
	111		307,800	357,800						
	112		308,100	358,100						
	113		308,300	358,600						
	114		308,500							
	115		308,800							
	116		309,200							
	117		309,400							
	118		309,600							
	119		309,900							
	120		310,300							
	121		310,700							
	122		310,900							
	123		311,200							
	124		311,500							
	125		311,800							
定年前再雇用短時間勤務職員		192,800	220,900	261,700	281,500	297,000	323,000	365,700	399,700	452,000

(備考) この表は、公立大学法人長野県立大学職員就業規則第2条第2項に定める教員以外の職員のうち、医療職給料表が適用される保健師を除く職員に適用する。

## (別表第2) (第5条関係)

## 教育職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	195,000	238,100	297,000	342,800	419,100
	2	197,100	240,500	299,600	345,800	421,400
	3	199,300	242,700	302,100	348,900	423,600
	4	201,300	244,800	304,400	351,900	425,700
	5	203,300	246,900	306,800	354,900	427,700
	6	205,700	248,600	309,100	357,400	430,100
	7	208,300	250,400	311,300	359,900	432,400
	8	210,700	252,200	313,500	362,400	434,700
	9	213,200	254,400	315,900	364,900	436,400
	10	215,600	256,700	318,300	367,600	439,000
	11	218,100	259,100	320,800	370,200	441,200
	12	220,400	261,100	323,200	373,100	443,500
	13	222,600	263,300	325,600	375,700	444,900
	14	224,500	265,700	327,600	377,500	447,200
	15	226,300	268,100	329,700	379,700	449,400
	16	228,100	270,400	331,400	382,000	451,800
	17	230,100	272,300	333,400	383,700	453,900
	18	231,600	275,200	335,300	385,800	456,300
	19	232,900	278,100	337,100	387,800	458,500
	20	234,300	280,800	338,900	389,600	460,900
	21	235,900	283,600	340,300	391,500	462,900
	22	237,700	286,200	342,700	393,000	465,300
	23	239,500	288,800	344,900	394,200	467,700
	24	241,200	291,200	347,100	395,500	470,100
	25	243,000	293,700	349,000	396,600	472,100
	26	245,200	296,300	350,900	398,300	474,200
	27	247,200	298,700	353,100	400,100	476,400
	28	249,300	301,300	355,200	401,800	478,500
	29	251,100	303,700	357,200	403,500	480,600
	30	253,000	306,100	359,100	405,200	482,900
	31	255,100	308,300	360,900	406,600	485,200
	32	257,100	310,600	362,700	407,900	487,100
	33	259,100	312,800	364,600	409,600	489,100
	34	260,500	315,100	366,200	411,200	491,200
	35	261,800	317,600	367,800	412,700	493,500
	36	263,200	319,900	369,200	414,500	495,500
	37	264,500	322,200	370,600	415,600	497,600
	38	265,800	323,500	372,700	417,100	499,700
	39	267,100	325,200	374,600	418,700	501,600
	40	268,600	326,600	376,400	419,900	503,600
	41	270,300	328,000	378,100	420,800	505,600
	42	271,900	328,400	379,900	422,400	507,600
	43	273,400	328,800	381,600	424,000	509,300
	44	274,800	329,300	383,000	425,600	511,200

	45	276,000	329,900	384,700	426,900	513,200
	46	277,600	330,400	386,500	428,500	515,000
	47	279,200	331,200	388,000	429,900	516,900
	48	280,500	332,000	389,500	431,400	518,700
	49	281,600	332,600	391,100	432,800	520,400
	50	282,200	333,300	392,700	434,000	522,200
	51	282,600	334,100	394,200	435,300	524,000
	52	283,200	334,800	395,900	436,500	525,900
	53	283,600	335,800	397,000	437,300	527,500
	54	284,000	336,500	398,500	438,200	529,100
	55	284,300	336,900	400,000	439,100	530,800
	56	284,700	337,500	401,600	440,000	532,500
	57	285,100	337,900	402,900	440,800	534,100
	58	285,900	338,700	404,400	441,800	535,400
	59	286,800	339,400	405,700	442,700	536,800
	60	287,600	340,000	407,000	443,500	538,000
	61	288,300	340,700	408,200	444,200	539,200
	62	289,200	341,600	409,700	445,100	540,200
	63	290,000	342,500	411,100	446,100	541,300
	64	290,800	343,400	412,500	447,100	542,300
	65	291,600	344,100	413,600	448,000	542,900
	66	292,200	345,100	414,700	448,900	543,800
	67	293,000	345,800	415,700	449,900	544,700
	68	293,700	346,800	416,800	450,800	545,700
再雇用職員以外の職員	69	294,100	347,400	417,700	451,900	546,600
	70	294,800	348,400	418,600	452,900	547,400
	71	295,500	349,300	419,400	453,800	548,100
	72	296,300	350,200	420,100	454,800	548,600
	73	297,000	350,500	420,800	455,900	549,300
	74	297,900	351,500	421,700	456,800	549,900
	75	298,800	352,600	422,500	457,700	550,700
	76	299,600	353,600	423,300	458,700	551,300
	77	300,100	354,600	423,900	459,500	551,800
	78	301,100	355,500	424,400	460,000	552,400
	79	302,000	356,400	424,800	460,800	553,000
	80	302,800	357,400	425,200	461,400	553,600
	81	303,600	358,300	425,500	462,200	554,200
	82	304,500	359,200	425,900	462,900	
	83	305,300	360,100	426,200	463,200	
	84	306,200	361,000	426,600	463,800	
	85	306,700	361,600	426,900	464,200	
	86	307,500	362,300	427,300	464,600	
	87	308,300	362,900	427,800	465,000	
	88	309,100	363,500	428,200	465,400	
	89	309,700	364,000	428,500	465,700	
	90	310,400	364,400	428,900	466,100	
	91	311,000	364,800	429,300	466,500	
	92	311,600	365,200	429,600	466,800	

93	312,200	365,600	429,900	467,100
94	312,800	366,000	430,300	467,500
95	313,400	366,600	430,600	467,800
96	314,000	367,000	430,900	468,100
97	314,500	367,600	431,200	468,400
98	315,200	368,100	431,600	468,800
99	315,800	368,500	431,900	469,100
100	316,400	369,000	432,300	469,400
101	316,700	369,400	432,600	469,700
102	317,000	369,900	433,000	
103	317,300	370,200	433,300	
104	317,600	370,600	433,600	
105	317,900	371,100	433,900	
106	318,200	371,600	434,200	
107	318,500	372,100	434,500	
108	318,700	372,600	434,800	
109	319,100	373,000	435,100	
110	319,400	373,500	435,400	
111	319,900	374,000	435,700	
112	320,300	374,400	436,000	
113	320,600	374,800	436,300	
114	321,000	375,200	436,600	
115	321,300	375,700	437,000	
116	321,600	376,200	437,300	
117	321,800	376,600	437,500	
118	322,100	377,000		
119	322,500	377,500		
120	322,900	377,900		
121	323,100	378,200		
122	323,400	378,600		
123	323,800	379,100		
124	324,300	379,400		
125	324,500	379,800		
126	324,700	380,300		
127	325,000	380,900		
128	325,400	381,300		
129	325,600	381,700		
130	325,900	382,200		
131	326,300	382,700		
132	326,500	383,200		
133	326,700	383,700		
134	327,000	384,200		
135	327,400	384,700		
136	327,600	385,300		
137	327,800	385,800		
138	328,000	386,300		
139	328,200	386,800		
140	328,500	387,300		

	141	329,000	387,800			
	142	329,300				
	143	329,600				
	144	329,900				
	145	330,300				
	146	330,600				
	147	330,800				
	148	331,100				
	149	331,500				
	150	331,800				
	151	332,100				
	152	332,300				
	153	332,600				
	154	332,900				
	155	333,200				
	156	333,500				
	157	333,800				
再雇用職員		241,700	289,900	301,200	323,600	409,700

(備考) この表は、公立大学法人長野県立大学職員就業規則第2条第2項に定める教員に適用する。

## (別表第3) (第5条関係)

## 医療職給料表(3)

職員 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	187,400	215,500	259,100	278,300	300,100	340,000
	2	188,900	217,500	260,500	279,200	301,700	342,000
	3	190,400	219,500	262,000	280,000	303,300	344,100
	4	191,800	221,500	263,500	280,800	304,900	346,100
	5	193,400	223,500	264,700	281,300	306,300	348,200
	6	194,900	225,300	265,500	282,300	308,000	350,300
	7	196,400	227,200	266,300	283,000	309,600	352,300
	8	198,000	228,900	267,000	283,900	311,300	354,400
	9	199,200	230,700	267,700	284,800	312,900	355,900
	10	200,900	232,100	268,500	285,400	314,300	358,000
	11	202,600	233,400	269,300	286,300	315,600	359,900
	12	204,100	234,300	270,000	287,300	316,900	362,000
	13	205,500	235,800	270,800	288,200	318,100	363,900
	14	207,600	236,800	271,700	289,100	319,800	365,900
	15	209,700	237,800	272,600	290,000	321,400	368,000
	16	211,800	238,700	273,500	290,900	323,000	370,000
	17	213,800	239,900	274,000	292,000	324,600	372,000
	18	215,800	241,300	274,800	293,000	326,100	374,000
	19	218,000	242,700	275,600	294,000	327,600	376,200
	20	220,000	243,800	276,400	295,100	329,100	378,200
	21	222,000	245,000	277,100	296,500	330,500	379,900
	22	223,700	246,600	277,900	297,900	331,900	382,100
	23	225,400	248,300	278,600	299,100	333,400	384,200
	24	227,200	249,800	279,400	300,300	334,900	386,300
	25	228,500	251,000	280,200	301,500	336,300	388,200
	26	229,800	252,300	280,900	302,900	337,700	389,800
	27	231,000	253,800	281,700	304,300	339,200	391,700
	28	232,000	255,100	282,600	305,800	340,600	393,500
	29	233,100	256,500	283,600	306,800	341,700	395,300
	30	233,900	257,500	284,700	308,100	343,300	397,000
	31	234,700	258,300	286,100	309,400	344,700	398,900
	32	235,500	259,100	287,400	310,700	346,200	400,700
	33	236,600	259,900	288,600	311,900	347,800	402,400
	34	237,800	260,800	289,900	313,300	349,300	404,200
	35	238,900	261,700	291,000	314,700	350,800	406,000
	36	240,000	262,400	292,300	316,200	352,300	407,700
	37	241,000	263,200	293,700	317,500	354,000	409,400
	38	242,300	264,100	294,800	318,800	355,600	411,100
	39	243,600	265,000	295,900	320,300	357,200	412,900
	40	244,900	265,900	297,000	321,700	358,700	414,800
	41	245,700	266,300	298,000	323,200	359,900	416,300
	42	246,700	267,100	299,200	324,700	361,400	417,800
	43	247,700	268,000	300,400	326,100	363,000	419,400
	44	248,700	268,700	301,700	327,400	364,400	420,700

	45	249,800	269,400	302,800	328,200	365,800	421,800
	46	250,800	270,100	304,100	329,700	366,900	423,000
	47	251,700	270,800	305,500	331,100	368,300	424,100
	48	252,500	271,500	306,700	332,600	369,600	425,300
	49	253,300	272,200	307,800	333,800	370,900	426,600
	50	354,300	273,100	309,000	335,100	372,400	427,800
	51	255,200	273,800	310,300	336,400	373,700	429,000
	52	256,000	274,700	311,600	337,700	375,000	430,100
	53	256,600	275,600	313,000	339,100	376,600	431,300
	54	257,500	276,700	314,300	340,400	377,800	432,400
	55	258,500	277,900	315,700	341,700	378,900	433,500
	56	259,300	279,100	316,900	343,100	380,100	434,600
	57	260,000	280,300	317,700	344,000	381,300	435,700
	58	260,900	281,700	318,900	345,300	382,200	436,200
	59	261,500	283,100	320,200	346,500	383,200	436,800
	60	262,300	284,400	321,600	347,900	384,100	437,300
	61	263,000	285,600	322,700	348,900	384,700	437,900
	62	263,800	286,900	324,000	349,800	385,600	438,400
	63	264,500	288,000	325,300	350,900	386,400	438,800
	64	265,200	289,100	326,500	352,100	387,200	439,300
	65	265,800	290,100	327,700	353,300	387,900	439,800
	66	266,500	291,400	329,100	354,500	388,600	440,200
	67	267,100	292,600	330,300	355,700	389,400	440,500
	68	267,700	293,600	331,500	356,700	390,200	440,800
定年 前再 雇用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	268,400	294,600	332,200	357,800	390,800	441,200
	70	269,000	296,100	333,300	358,800	391,400	
	71	269,800	297,400	334,500	359,900	392,100	
	72	270,600	298,600	335,400	361,000	392,700	
	73	271,800	299,600	336,500	361,900	393,400	
	74	273,000	301,000	337,200	363,000	393,900	
	75	274,000	302,200	338,400	364,100	394,500	
	76	275,000	303,400	339,500	365,100	395,100	
	77	275,900	304,700	340,600	365,800	395,500	
	78	276,800	306,000	341,800	366,700	396,100	
	79	277,800	307,200	342,900	367,500	396,600	
	80	278,700	308,400	344,100	368,200	396,900	
	81	279,500	308,900	345,200	368,800	397,200	
	82	280,400	310,200	346,300	369,300	397,700	
83	281,300	311,300	347,300	369,900	398,100		
84	282,000	312,400	348,500	370,400	398,400		
85	282,700	313,500	349,400	371,000	398,700		
86	283,400	314,700	350,400	371,600	399,200		
87	284,100	316,000	351,300	372,200	399,800		
88	284,800	317,100	352,300	372,700	400,200		
89	285,600	318,200	353,300	373,100	400,500		
90	286,400	319,400	354,100	373,500	400,900		
91	287,300	320,700	354,900	374,100	401,400		
92	288,100	321,800	355,700	374,600	401,800		

93	288,900	322,600	356,300	374,900	402,200
94	289,900	323,300	356,900	375,400	402,600
95	290,800	324,000	357,700	375,800	403,100
96	291,800	324,700	358,300	376,200	403,500
97	292,400	325,200	358,700	376,800	403,900
98	293,000	325,500	359,100	377,300	404,400
99	293,600	326,100	359,600	377,800	404,900
100	294,500	326,700	360,000	378,300	405,300
101	295,300	327,100	360,500	378,900	405,700
102	296,200	327,700	360,900	379,400	
103	297,000	328,300	361,400	379,900	
104	297,800	328,800	361,900	380,300	
105	298,400	329,300	362,200	381,000	
106	298,900	329,800	362,700	381,500	
107	299,400	330,300	363,100	382,000	
108	299,800	330,800	363,400	382,500	
109	300,000	331,200	363,900	383,100	
110	300,300	331,600	364,400	383,500	
111	300,500	331,900	364,900	384,000	
112	300,900	332,200	365,400	384,500	
113	301,200	332,500	365,900	385,100	
114	301,400	332,900	366,400		
115	301,700	333,300	367,000		
116	301,900	333,700	367,400		
117	302,200	333,900	367,800		
118	302,500	334,200	368,200		
119	302,800	334,600	368,700		
120	303,100	334,800	369,200		
121	303,400	335,000	369,600		
122	303,800	335,300	370,100		
123	304,100	335,600	370,600		
124	304,500	335,900	371,100		
125	304,700	336,100	371,500		
126	304,900	336,400			
127	305,200	336,800			
128	305,700	337,000			
129	305,900	337,200			
130	306,200	337,400			
131	306,600	337,800			
132	307,000	338,000			
133	307,200	338,400			
134	307,500	338,800			
135	307,900	339,200			
136	308,200	339,600			
137	308,400	339,900			
138	308,700	340,300			
139	309,100	340,700			
140	309,400	341,100			

	141	309,600	341,400				
	142	310,000	341,800				
	143	310,500	342,100				
	144	310,800	342,500				
	145	311,000	342,800				
	146	311,200	343,300				
	147	311,500	343,700				
	148	311,900	344,100				
	149	312,100	344,400				
	150	312,300	344,800				
	151	312,600	345,200				
	152	312,900	345,600				
	153	313,300	345,900				
	154	313,500					
	155	313,700					
	156	314,000					
	157	314,300					
	158	314,600					
	159	315,000					
	160	315,300					
	161	315,700					
	162	316,000					
	163	316,300					
	164	316,600					
	165	317,000					
	166	317,300					
	167	317,600					
	168	317,900					
	169	318,300					
定年前再雇用短時間勤務職員		241,200	261,900	269,300	279,700	296,400	

(備考) この表は、公立大学法人長野県立大学就業規則第2条第2項に定める教員以外の職員のうち、保健師に適用する。

(別表第4)(第5条関連)

指定職給料表

職	給料月額
学長	723,300 円